



2026年4月22日

各 位

会 社 名 株式会社ウェルディッシュ
代表者名 代表取締役社長 小松 周平
(コード番号 2901 東証スタンダード)
問合せ先 管理部 IR 係(電話 03-6262-3381)

独立調査委員会の設置並びに委員の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、監査等委員会から「監査等委員会意見書」（以下、「本意見書」という。）の提言を受けまして、下記のとおり、専門家による独立調査委員会（以下、「本調査委員会」という。）の設置を決議いたしましたので、お知らせいたします。

この度は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 本調査委員会設置の経緯

- (1)当社は、2026年4月14日付「2026年8月期半期報告書提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」にて、お知らせしましたとおり、監査法人より、2026年8月期第2四半期会計期間中における当社代表取締役による社内向けストックオプション（以下、「本件ストックオプション」という。）の行使に関連するプロセスの不備及びその法的有効性に関する懸念の指摘を受けております。
- (2)当該懸念の指摘が半期報告書の法定提出期限の直前であったことも影響し、監査法人によるレビューが完了しないことから、当社2026年8月期半期報告書の提出が遅延しております。
- (3)また、2026年4月14日付「2026年8月期半期報告書提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」の適時開示後、2026年2月26日付「ACA Next 株式会社の株式取得（連結子会社化）に関するお知らせ」にて開示しました、2026年3月2日付で連結子会社となったACA Next 株式会社（以下、「ACAN」という。）の子会社化に関する株式異動の時期等についても監査法人から懸念事項を指摘されております。
- (4)本日開催の臨時取締役会におきまして、監査等委員会から本意見書の提言を受け、後段に記載のとおり、本調査委員会の設置並びに本委員の選任を決議いたしました。

2. 本調査委員会の概要

- (1)概要

本調査委員会は、当社から独立した外部有識者（弁護士・公認会計士）で構成され、公正かつ客観的な立場から調査を行います。

(2)調査範囲

- ① 本件ストックオプションの発行および行使に係る経緯・意思決定プロセスならびに結果の開示手続の調査
- ② 本件ストックオプションの行使時点における行使価格の検証およびプロセスの調査
- ③ 本件ストックオプションの行使の有効性および適法性に関する調査
- ④ 本件ストックオプションの行使に基づく発行株式に対する無効の訴え提起の要否に関する調査
- ⑤ 代表取締役に対する損害賠償の要否について、その前提となる事実調査
- ⑥ 本件ストックオプションの行使により代表取締役又は第三者に不当利得が生じている場合、その不当利得返還請求の要否について、その前提となる事実調査
- ⑦ ACAN の株式の取得経緯に関する監査法人からの指摘事項その他本調査の過程で経営者不正（経営者による内部統制を無効化するリスク）による本件類似取引（資本取引、投融資取引、利益相反）が確認された場合にはその取引についての調査
- ⑧ 再発防止策の検討
- ⑨ その他調査委員会が必要と認めた事項

(3)本委員の選任

下記のとおり、本委員の選任を決議いたしました。

委員長：石井 輝久 氏（弁護士、シテューワ法律事務所）

委員：奥山 健志 氏（弁護士、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

委員：岡村 憲一郎氏（公認会計士、かえで会計アドバイザー株式会社）

※選任の経緯は、当社監査等委員、当社が過去に接点を持った弁護士から、当社と過去に取引のない方々のご紹介をいただきました。

3. 今後の対応

当社は、本調査委員会による調査及び検証が、独立性及び透明性を担保し、かつ実効的に実施されるよう、本調査委員会の活動を全面的に支援するとともに、必要な情報を適切に提供する方針です。

なお、本調査委員会による調査報告書の受領時期を含む今後のスケジュールに関しては、判明次第速やかに開示いたします。

以上